

平成29年1月度実施 実技試験
生保顧客資産相談業務

実技試験（生保顧客資産相談業務）

次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（59歳）は、平成29年5月に満60歳を迎える。Aさんは、大学卒業後、X社に入社し、以後、現在に至るまで同社に勤務している。X社の定年は満60歳であるが、65歳になるまでの間、下記の2パターンから雇用形態を選択して勤務することができる。なお、X社の従業員数は150名、正社員の所定労働日数・時間は週5日、1日8時間（週40時間）である。

【パターンⅠ】：週3日、1日7時間（週21時間）勤務、雇用保険のみ加入
賃金月額は60歳到達時の50%で賞与なし

【パターンⅡ】：週5日、1日7時間（週35時間）勤務、社会保険・雇用保険に加入
賃金月額は60歳到達時の80%で賞与なし

Aさんは、定年後は福祉のボランティア活動に時間を注ぎたいと考えているため、【パターンⅠ】の雇用形態を選択する予定であるが、Ⅰ・Ⅱの選択により、公的年金等の制度にどのような違いがあるか、理解しておきたいと思っている。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさん夫婦に関する資料は、以下のとおりである。

＜Aさん夫婦に関する資料＞

(1) Aさん（昭和32年5月14日生まれ・59歳・会社員）

- ・公的年金加入歴：下図のとおり（60歳定年時までの見込みを含む）
- ・全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入中

20歳	22歳	60歳
国民年金 未加入期間(35月)	厚生年金保険	
	276月	169月
	（平成15年3月以前の 平均標準報酬月額30万円）	（平成15年4月以後の 平均標準報酬額50万円）

(2) 妻Bさん(昭和32年5月20日生まれ・59歳・専業主婦)

- ・公的年金加入歴：18歳からAさんと結婚するまでの16年間(192月)は、厚生年金保険に加入。結婚後は、国民年金に第3号被保険者として加入している。
- ・全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

※妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

※Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

(1)

はじめに、Mさんは、Aさんに対して、Aさんが65歳になるまでに受給することができる公的年金制度からの老齢給付について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、年金額は平成28年度価額に基づいて計算し、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。

「老齢厚生年金の支給開始年齢は原則として65歳ですが、経過措置として、老齢基礎年金の受給資格期間を満たし、かつ、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あることなどの所定の要件を満たしている方は、65歳到達前に特別支給の老齢厚生年金を受給することができます。

昭和32年5月生まれのAさんは、原則として、(①)歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受給することができます。仮に、Aさんが【パターンⅠ】を選択し、厚生年金保険の被保険者ではなくなった場合、Aさんが(①)歳から受給することができる特別支給の老齢厚生年金の額は、下記<資料>の計算式により、年額(②)円となります。【パターンⅡ】を選択した場合は、(①)歳到達時における厚生年金保険の被保険者記録を基に、年金額が計算されます。

なお、Aさんが【パターンⅡ】を選択して(①)歳以後も引き続き厚生年金保険の被保険者としてX社に勤務した場合、特別支給の老齢厚生年金は、総報酬月額相当額との間で調整が行われます。具体的には、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が(③)万円(平成28年度の支給停止調整開始額)を超える場合は、年金額の一部または全部が支給停止となります」

<資料>

○特別支給の老齢厚生年金の計算式(本来水準の額、平成28年度価額)

・特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)の額=下記の計算式のa)+b)

① 平成15年3月以前の期間分

平均標準報酬月額×7.125/1,000×平成15年3月以前の被保険者期間の月数

② 平成15年4月以後の期間分

平均標準報酬額×5.481/1,000×平成15年4月以後の被保険者期間の月数

(1)

老齢厚生年金の支給開始年齢は原則として 65 歳ですが、経過措置として、老齢基礎年金の受給資格期間を満たし、かつ、厚生年金保険の被保険者期間が 1 年以上あることなどの所定の要件を満たしている方は、65 歳到達前に特別支給の老齢厚生年金を受給することができます。

昭和 32 年 5 月生まれの A さんは、原則として、(①63) 歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受給することができます。仮に、A さんが【パターン I】を選択し、厚生年金保険の被保険者ではなくなった場合、A さんが (①63) 歳から受給することができる特別支給の老齢厚生年金の額は、下記<資料>の計算式により、年額 (②1, 053, 095) 円となります。【パターン II】を選択した場合は、(①63) 歳到達時における厚生年金保険の被保険者記録を基に、年金額が計算されます。

なお、A さんが【パターン II】を選択して (①63) 歳以後も引き続き厚生年金保険の被保険者として X 社に勤務した場合、特別支給の老齢厚生年金は、総報酬月額相当額との間で調整が行われます。具体的には、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が (③28) 万円 (平成 28 年度の支給停止調整開始額) を超える場合は、年金額の一部または全部が支給停止となります

特別支給の老齢厚生年金は、昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日生まれの男性に対して、63 歳～65 歳になるまで報酬比例部分が支給される。

<報酬比例部分の支給開始年齢> (女性は各 5 年遅れ)

- ・昭和 28 年 4 月 1 日以前生まれ……………60 歳
- ・昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日生まれ……61 歳
- ・昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日生まれ……62 歳
- ・昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日生まれ……63 歳
- ・昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日生まれ……64 歳

※昭和 36 年 4 月 2 日以降生まれ (女性は昭和 41 年 4 月 2 日以降) は特別支給の厚生年金なし。

A さんの生年月日は昭和 32 年 5 月 14 日とあるので、報酬比例部分の支給が 63 歳から開始される。

解説

特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）は「平均標準報酬月額×乗率×平成15年3月までの被保険者期間の月数+平均標準報酬額×乗率×平成15年4月以後の被保険者期間の月数」で計算される。

よってパターン1の場合、Aさんの報酬比例部分の年金額は、
「300,000円×7.125/1,000×276月+500,000円×5.481/1,000×169月
=1,053,095円（円未満四捨五入）」となる。

また、65歳未満で受け取る老齢厚生年金は、基本月額と総報酬月額相当額の合計が28万円を超える場合、60歳台前半の在職老齢年金の仕組みにより、年金額の全部または一部が支給停止となる。

(2)

次に、Mさんは、Aさんに対して、X社に継続雇用された場合の雇用保険の給付等について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のイ～リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

i) 「【パターンⅠ】のように、60歳以後の各月（支給対象月）に支払われる賃金額が60歳到達時の賃金月額75%相当額を下回る場合、Aさんは、原則として、雇用保険の（①）を受給することができます。（①）の額は、支給対象月ごとに、賃金額の低下率に応じて一定の方法により算定されますが、最高で賃金額の（②）%に相当する額になります」

ii) 「厚生年金保険の被保険者が特別支給の老齢厚生年金と（①）を同時に受給する場合、特別支給の老齢厚生年金は、在職老齢年金の仕組みによる支給調整に加えて、毎月、標準報酬月額（③）%を上限に支給停止されることとなります。ただし、Aさんが【パターンⅠ】を選択した場合、Aさんは厚生年金保険の被保険者ではないため、特別支給の老齢厚生年金は、在職老齢年金の仕組みによる支給調整は行われず、（①）の支給による年金額の支給停止もありません」

<語句群>

イ. 6 ロ. 9 ハ. 10 ニ. 15 ホ. 25 ヘ. 35

ト. 高年齢雇用継続基本給付金 チ. 再就職手当 リ. 常用就職支度手当

(2)

【パターンⅠ】のように、60歳以後の各月（支給対象月）に支払われる賃金額 60歳到達時の賃金月額 の75%相当額を下回る場合、Aさんは、原則として、雇用保険の（①ト．高年齢雇用継続基本給付金）を受給することができます。（①ト．高年齢雇用継続基本給付金）の額は、支給対象月ごとに、賃金額の低下率に応じて一定の方法により算定されますが、最高で賃金額の（②ニ．15）%に相当する額になります

雇用保険の高年齢雇用継続給付は、雇用保険の被保険者期間が通算5年以上で、60歳到達時等の時点に比べて賃金が75%未満に低下した、60歳以上65歳未満の一般被保険者の方に支給される。高年齢雇用継続基本給付金の支給額は、最高で賃金額の15%である。

「厚生年金保険の被保険者が特別支給の老齢厚生年金と（①ト．高年齢雇用継続基本給付金）を同時に受給する場合、特別支給の老齢厚生年金は、在職老齢年金の仕組みによる支給調整に加えて、毎月、標準報酬月額（③イ．6）%を上限に支給停止されることとなります。

ただし、Aさんが【パターンⅠ】を選択した場合、Aさんは厚生年金保険の被保険者ではないため、特別支給の老齢厚生年金は、在職老齢年金の仕組みによる支給調整は行われず、（①ト．高年齢雇用継続基本給付金）の支給による年金額の支給停止もありません」

年金をもらいながら働き続ける場合に、雇用保険の高年齢雇用継続給付が支給される間は、その支給額に応じて、特別支給の老齢厚生年金の一部が支給停止となる場合がある。支給停止される金額は、現在の賃金が60歳時の標準報酬月額の61%未満の場合、現在の標準報酬月額の6%、61～75%の場合、低下率に応じて6%以下の額である。

なお、在職老齢年金の仕組みや雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金による年金の支給調整・停止は、厚生年金の被保険者に対して適用されるため、厚生年金の被保険者にならずに勤務する場合には、年金の支給調整・停止はない。

(3)

最後に、Mさんは、Aさんに対して、X社に継続雇用された場合の社会保険の取扱いについて説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「【パターンⅡ】を選択した場合、Aさんは、引き続き、厚生年金保険の被保険者となりますので、妻Bさんは60歳以降も国民年金の第3号被保険者として加入することになります」
- ② 「【パターンⅡ】を選択した場合、Aさんは、60歳以降も全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者となりますので、妻BさんをAさんが加入する健康保険の被扶養者とすることができます」
- ③ 「【パターンⅠ】を選択した場合、Aさんは健康保険の被保険者資格を失うこととなりますので、国民健康保険に加入、もしくは全国健康保険協会管掌健康保険に任意継続被保険者として加入する手続が必要となります」

(3)

① ×

国民年金の第3号被保険者は、第2号被保険者（厚生年金保険の被保険者）に生計を維持されている（年収130万円未満）、20歳～60歳までの人である。夫が定年後も勤務を継続することで厚生年金の被保険者になった場合でも、妻本人は60歳になると第3号被保険者の資格を自動的に喪失する。

② ○

設問のとおり。健康保険の被扶養者となるには、年収130万円（60歳以上や障害者の場合は年収180万円）未満で、75歳未満であることが必要である。夫が定年後も勤務を継続することで健康保険の被保険者になった場合、収入と年齢等の条件を満たせば、健康保険の被扶養者になることが可能である。

③ ○

設問のとおり。定年後も勤務を継続しても、健康保険の被保険者にならない勤務形態の場合、勤務先の健康保険の任意継続被保険者になるほか、国民健康保険に加入する、家族の健康保険の被扶養者となる、という選択肢もある。